

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 11 号

平成 19 年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号（コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
(6) 日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続するすべての用水路	(6) <u>日野郡</u> 日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続するすべての用水路
(7) 日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流	(7) <u>日野郡</u> 日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流
(8)～(13) 略	(8)～(13) 略
<u>(14) 江府町大字武庫の新六井手から取水する宮ノ前地区内水路及びそれに接続するすべての用水路</u>	
<u>(15)</u> 略	<u>(14)</u> 略
<u>(16)</u> 略	<u>(15)</u> 略
<u>(17)</u> 略	<u>(16)</u> 略
<u>(18)</u> 略	<u>(17)</u> 略
<u>(19)</u> 略	<u>(18)</u> 略
<u>(20)</u> 略	<u>(19)</u> 略
<u>(21)</u> 略	<u>(20)</u> 略
<u>(22)</u> 略	<u>(21)</u> 略
<u>(23)</u> 略	<u>(22)</u> 略
<u>(24)</u> 略	<u>(23)</u> 略
<u>(25)</u> 略	<u>(24)</u> 略
<u>(26)</u> 略	<u>(25)</u> 略
<u>(27)</u> 略	<u>(26)</u> 略
<u>(28)</u> 略	<u>(27)</u> 略
<u>(29)</u> 略	<u>(28)</u> 略
<u>(30)</u> 略	<u>(29)</u> 略
<u>(31)</u> 略	<u>(30)</u> 略
<u>(32)</u> 略	<u>(31)</u> 略
<u>(33)</u> 略	<u>(32)</u> 略
<u>(34)</u> 略	<u>(33)</u> 略
<u>(35)</u> 略	<u>(34)</u> 略

(36) 略

(37) 略

(38) 略

(39) 略

(40) 略

(35) 略

(36) 略

(37) 略

(38) 略

(39) 略